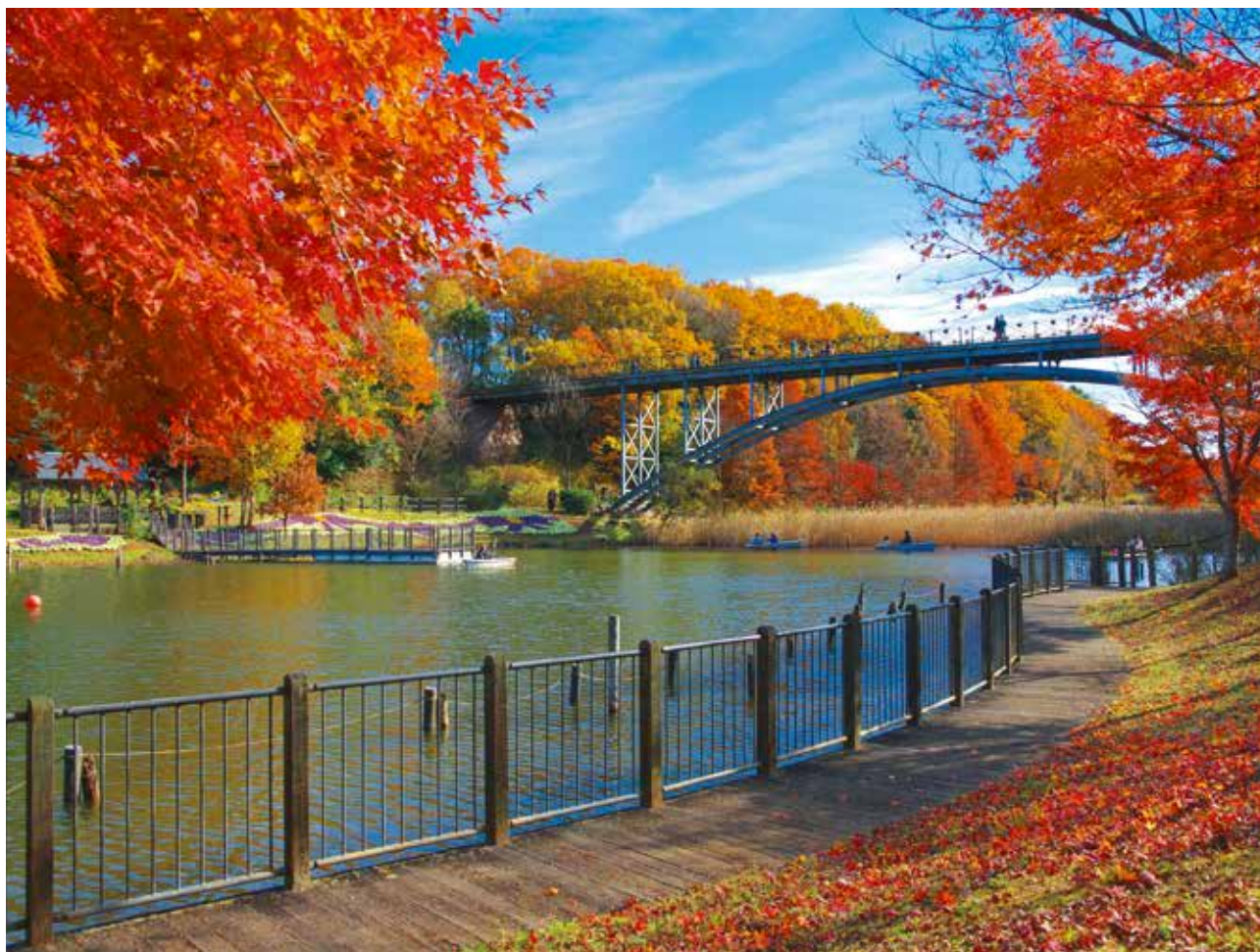




地域発展に寄与する
企業文化の向上

公益社団法人船橋法人会 会長 小田原隆泰

〒273-0002 船橋市東船橋 4-14-22 TEL▶425-2701 FAX▶425-3228



アンデルセン公園の紅葉 船橋市役所広報課ご提供

▼ CONTENTS

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ● 税務署だより..... 2 | ● ブロックニュース..... 11 |
| ● 健康経営は本当に会社の利益につながるのか..... 7 | ● ふなばし点描..... 12 |
| ● 第2回理事会／税理士会との意見交換会..... 8 | ● 当社はこんな会社・会社自慢 14 |
| ● 部会ニュース..... 9 | ● 令和8年度 会員増強に因んで／新入会員紹介 ... 15 |

税務署 だより

税務署 だより

着任のご挨拶

船橋税務署 署長 小林 善彦



新秋の候、公益社団法人船橋法人会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、税務大学校総合教育部から転任してまいりました小林でございます。船橋税務署での勤務は、平成3年から3年間勤務して以来、約33年ぶりとなります。当時とは地域の状況も大きく変化しておりますが、改めてこの地で勤務できますことを大変うれしく思っております。前任同様、よろしくお願いいたします。

小田原会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税務・経営に関する各種研修会の開催、租税教育活動である「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の実施、さらには、地域社会の発展に寄与する「ふなばし市民まつり」民踊パレードの参加など、様々な公益事業に積極的に取り組まれております。これらの公益性の高い活動は、地域社会の発展はもとより、私どもの税務行政の円滑な運営に大きく寄与するものであり、大変心強く感じております。

貴会のこうした地域社会に対するご貢献とためまぬ努力に、改めて深く敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。今後も、貴会との信頼・協調関係をさらに深めながら、地域に根ざした税務行政の運営に努めてまいり所存でございます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、デジタル化

の進展及び経済活動の国際化など、大きな変化の中にあります。このような状況にあっても国税組織の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」に変わりはありません。

船橋税務署といたしましては、適正・公平な課税と徴収の実現に向けて、税務行政のDXをさらに推進するとともに、法人税ALL e-Taxや相続税をはじめとする各税目のe-Taxの利用促進、源泉所得税をはじめとするキャッシュレス納付の推進などを通じ、納税者利便の向上と事業者のデジタル化促進にも努めてまいります。

こうした取組を進めるに当たりましては、貴会との連携が何より重要であると考えております。引き続き、貴会との信頼関係を大切にしながら、納税者サービスの向上と税務行政の円滑な運営に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人船橋法人会の今後の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

■プロフィール

- ・ 出身地 東京都中央区
- ・ 前 任 税務大学校総合教育部主任教授
- ・ 趣 味 ハイキング、愛犬との散歩
- ・ モットー 一期一会の縁を大切にし、人を慮る

税務署 だより

税務署 だより

着任のご挨拶

船橋税務署 副署長 栞原 正広



秋晴の候、公益社団法人船橋法人会の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局調査第一部から船橋税務署法人担当副署長として着任いたしました栞原くわはらでございます。

前任の熊谷副署長同様、よろしくお願い申し上げます。

平素より小田原会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

貴会では、税知識の普及活動や地域社会への貢献活動を通じて、健全な納税環境の整備に大きく寄与されております。とりわけ、租税教育活動や各種研修事業は、税に対する理解を深めるうえで極めて意義深いものであり、そのご尽力に対しまして深く敬意を表する次第であります。

さて、近年、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展に伴い、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。このような状況の中、国税当局では、「適正・公平な課税・徴収の実現」はもとより、「社会全体のDX推進」にも貢献することを目指し、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進しております。納税者の皆様の利便性向上や課税・徴収事務の効率化・高度化、さらには事業者のデジタル化促進を柱として、税務手続のオンライン化やデータ活用の推進など、様々な取組を進めているところです。

船橋税務署におきましても、DX・BPR推進PT（プロジェクトチーム）を立ち上げ、オンライン手続やキャッシュレス納付の利用促進、さらには関係民間団体等と連携した事業者のデジタル化支援を進めてまいります。こうした取組を通じて、納税者の皆様にとって、より利用しやすく、信頼される税務行政の実現を目指してまいります。

また、船橋法人会の皆様には、各種研修会や説明会の開催をはじめ、税務行政の円滑な運営に多大なるご協力をいただいております。今後も、官民が連携しながら、地域経済の発展と適正・公平な税務行政の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私自身も、地域の皆様との対話を大切にしながら、信頼される税務行政の実現に努めてまいります所存です。

結びに、公益社団法人船橋法人会のさらなるご発展と、会員の皆様のご多幸並びに事業のご発展を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

■プロフィール

- ・出身地 福島県福島市
- ・前 任 東京国税局調査第一部
特別国税調査官
- ・趣 味 旅行、ウォーキング
- ・モットー 継続は力なり

税 務 署 だ よ り

税 務 署 だ よ り

飲食料品に係る

2年間の消費税率引下げについて

国税庁
令和8年9月

下記は、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1% (国・地方合計) に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、飲食料品の販売及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。

✓ この範囲は、令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様です。対象品目の詳細については、軽減税率制度Q&A(個別事例編)をご覧ください。



- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率 (地方消費税率を含む)	1% 	8% 	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率8%が適用されます。

✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より仕入れに係る税額が大きくなる場合、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、消費税の還付を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に「課税事業者選択届出書」を提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

【個人事業者・12月決算法人の例】



✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用されます。また、令和9年及び令和10年の2年間は課税事業者となります。

✓ ただし、インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)から課税事業者となることのできる経過措置もあります。

税 務 署 だ よ り

税 務 署 だ よ り

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出すれば、その課税期間から一般課税により申告することができます。
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の令和9年4月1日の属する課税期間については、この2年間の継続適用要件(いわゆる2年縛り)は適用しないこととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、税額の計算方法に関する特例が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ 2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、飲食料品の販売(1%対象)に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)

計算例	みなし仕入率	売上金額	税率1%
・ 飲食料品の小売	【第2種(80%)】	2,000万円(税20万円)	
・ 雑貨などの小売	【第2種(80%)】	300万円(税30万円)	
$ \begin{array}{rcl} \text{売上税額} & - & \left[\begin{array}{l} \text{飲食料品に係る} \\ \text{仕入税額} \\ \text{20万円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{みなし仕入率} \\ \text{による仕入税額} \\ \text{24万円} \end{array} \right] = \text{納付税額} \\ \text{(20万円+30万円)} & & \text{売上税額と同額} \quad \text{(30万円×80\%)} \\ \end{array} $			



飲食料品の販売を行う事業者について、中間申告税額を軽減できる特例が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入に税率1%(引下げ後の消費税率)が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。
- ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入に税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます(新旧税率の混在による表示も認められます。)
- ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
- ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

- ◆ 消費税率引下げに関する一般的なお問い合わせは、以下で受け付けています。



消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

- ◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの特設サイトをご覧ください。

消費税率引下げサイト



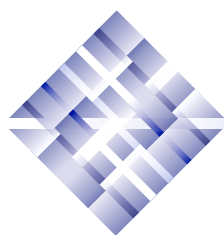
税 務 署 だ よ り

税 務 署 だ よ り

異 動 状 況

官 職	令和 8 事務年度		令和 7 事務年度	
	氏 名	前所属	氏 名	新所属
署 長	小 林 善 彦	税務大学校 総合教育部 主任教授	築 山 大 祐	国税庁 徴収部 管理運営課 課長補佐
副署長(個人担当)	安 田 圭 子	留 任	安 田 圭 子	留 任
副署長(法人担当)	栗 原 正 広	東京国税局 調査第一部 特別国税調査官	熊 谷 高 志	東京国税局 総務部 横浜南業務センター 統括管理官
特別国税調査官	久 家 修	東京国税局 査察部 査察第11部門 総括主査	鈴 木 一 則	退 職
総務課長	益 田 隆 則	東京国税局 総務部 厚生課 課長補佐	藤 本 志 保	麻布署 特別国税調査官(個人調査担当)
法人課税第1部門 統括官	遠 藤 康 宏	留 任	遠 藤 康 宏	留 任
総務課長補佐	小 高 恵 理	留 任	小 高 恵 理	留 任
法人課税第1部門 審理担当	田 中 稔 明	財務省主税局 税制第三課 法人税第4係 係員	八 木 俊 輔	麹町署 法人課税第1部門 上席
	筒 井 美 月	船橋署 法人課税第2部門 国税調査官	北 岡 有 希	松戸署 酒類指導官 上席
法人課税第1部門 源泉審理上席	五十嵐 誠 司	東京国税局 課税第二部 第1源泉事務センター	菊 池 佳 子	退 職





健康経営は本当に会社の利益につながるのか

一般社団法人Lumedia

健康経営は、単なる福利厚生ではありません。経済産業省は、従業員の健康保持・増進を将来的な収益性向上につながる「投資」として捉え、経営的視点から戦略的に実践するものと位置づけています。では実際に、社員の健康に投資することは、会社の利益につながるのでしょうか。

結論からいえば、健康経営は利益につながる可能性があります。ただし、「健康イベントを行えばすぐに利益が増える」という単純なものではありません。重要なのは、病気による損失を医療費だけでなく、社員の生産性低下、欠勤、離職、採用力、組織の活力といった経営指標と結びつけて考えることです。

企業にとって特に大きな問題は、欠勤よりも「出勤しているが本来の力を発揮できていない状態」です。これはプレゼンティーズムと呼ばれます。日本企業の研究でも、健康関連コストの中で、医療費や病欠よりもプレゼンティーズムによる損失が大きいことが示されています。たとえば、睡眠不足、メンタル不調、腰痛、肩こり、眼精疲労、糖尿病や高血圧などの慢性疾患は、本人が出勤していても集中力や判断力、作業効率を低下させます。

一方で、健康経営の効果を過大評価することにも注意が必要です。職場のウェルネスプログラムに関する研究では、健康行動が改善する一方、短期間では医療費や欠勤、業績指標に明確な差が出ない場合もあります。つまり、健康経営は短期的な医療費削減策というより、人的資本を守り、社員が長く高いパフォーマンスを発揮できる状態をつくるための中長期的な経営戦略と考えるべきです。

実践するうえでは、まず自社の健康課題を把握することが重要です。健診結果、残業時間、休職者数、離職率、メンタル不調、腰痛や睡眠の問題などを確認し、どこに大きな損失が生じているのかを見極めます。そのうえで、睡眠改善、運動習慣、禁煙、生活習慣病の重症化予防、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正など、費用対効果の高い施策から取り組むことが現実的です。

医師の立場から見ると、健康経営の本質は「社員に優しい会社づくり」にとどまりません。社員の健康問題を放置すれば、生産性低下、離職、事故、医療費増加、組織力低下につながります。反対に、社員が健康で働き続けられる環境を整えることは、企業の持続的成長を支える投資になります。

健康経営は、短期の利益を生む魔法の施策ではありません。しかし、人的資本の毀損を防ぎ、社員一人ひとりが本来の力を発揮できる組織をつくるという意味で、経営者が真剣に取り組む価値のあるテーマであると考えます。

まとめ

- 健康経営は、単なる福利厚生ではなく、社員の生産性低下や離職を防ぐための経営戦略。
- 特に、欠勤よりも「出勤しているが本来の力を発揮できない状態」が企業の大きな損失になる。
- 短期的な医療費削減だけでなく、人的資本への投資として設計することが、利益につながる鍵。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

【筆者紹介】一般社団法人Lumedia

誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「Lumedia（ルメディア）」を運営している。

令和8年度 第2回理事会

令和8年8月27日(木) 船橋商工会議所6階会議室に於きまして、令和8年度第2回理事会が開催されました。

開催日：令和8年8月27日(木)

場 所：船橋商工会議所6階会議室

冒頭の小田原会長のあいさつでは、8月13日に発生した令和8年8月千葉豪雨と理事会当日に発生した石川・富山の豪雨で被災した方々にお見舞いの言葉を述べられた後、地球温暖化に起因すると思われる災害が世界各地で発生していることにふれられ、現在は「未曾有の災害」とされているこれらの災害が「日常の災害」とならないことを願う、との趣旨の話がされました。そして法人会のあり方として、会員間で情報をわかちあい連携をとりあうことで、災害のときにこそ地域の役に立てる組織にしていきたい、とのお話がありました。



理事会主催者を代表して小田原会長挨拶



船橋税務署 栗原副署長挨拶

来賓である船橋税務署の栗原副署長からは、当会が実施している租税教育等の各種活動に対して感謝の言葉をいただきました。また税務署が推進しているe-Taxならびにキャッシュレス納付について法人会とも連携して普及を促進していきたい、とのお話がありました。

本理事会では、下の議事1・2の2議事が承認され、議事3について報告がありました

議事1 令和8年度の会員増強運動計画について

議事2 会員管理システムの全法連プラットフォームへの移行について

議事3 事務局における水害発生について

なお、議事3の「事務局における水害発生」とは本年6月17日に事務局の直上階で発生した漏水によって事務局内が水浸しとなり、天井・床・事務機器等に被害が発生したものです。

総務委員長 安村 秀雄

税理士会との意見交換会

令和8年8月18日(火) 東魁楼において千葉県税理士会船橋支部と船橋法人会との意見交換会が開催されました。

開催日：令和8年8月18日(火)

場 所：東魁楼

はじめに当会の小田原会長が挨拶され、前週に発生した令和8年8月千葉豪雨で被害に遭われた方にお見舞いを述べられるとともに、法人会と税理士会は車輪の両輪であり、税理士会の皆様と協力して船橋を盛り上げていきたいとのお話がありました。

次に千葉県税理士会船橋支部の田仲支部長が挨拶され、ご自身が開業された直後の決算法人説明会に関するエピソードを紹介されたのち、船橋法人会の活動に積極的に協力していきたいとのお話をいただきました。

出席者各人の紹介の後、当会と税理士会のそれぞれの組織や業務(活動)について紹介があり、相互の活動内容について理解を深めることができました。

意見交換会の中では当会から税理士会に会員増強への協力と各種研修会への講師派遣等をあらためてお願いしました。また、税理士会様からはインボイス制度等、税務面でお困りの方がいらっしゃればご紹介いただきたい、とのお話がありました。

その他、各テーブルでも活発な意見交換が行われ、当会と税理士会の結束をより固くする、大変有意義な会となりました。

総務委員長 安村 秀雄

部会 ニュース

源泉部会・女性部会合同夏季特別研修会 ～東京湾を横断する「海と歴史の旅」～

海風を感じ、歴史と体験を巡る東京湾横断の旅

去る8月7日(金)、源泉部会・女性部会合同夏季特別研修会を開催いたしました。当日は雨雲と追いかけてくるような空模様でしたが、雨を追い抜くように車を降りるたびに青空が覗き、天候にも恵まれた幸先の良いスタートとなりました。

最初の目的地は、富津市に佇む「東京湾観音」です。南房総方面へ向かう海沿いから望む姿はお馴染みですが、実際に訪れたことがある方は意外と少なく、個人が私財を投じて建立されたという歴史に一同感銘を受けました。展望室から見渡す東京湾と千葉のパノラマ風景は格別で、普段とはまた違った視点で郷土の美しさを再発見することができました。

続いて金谷港から「東京湾フェリー」に乗船し、横須賀を目指しました。東京湾アクアライン開通以降は乗る



機会が減っていた航路ですが、今回は特別に貴賓室を利用させていただき、心地よい波に揺られながら優雅な船旅のひとつを堪能いたしました。

久里浜に到着後、昼食は「漁師料理よこすか」にていただきました。名物の浜焼きをはじめ、新鮮なお刺身や揚げたての天ぷらなど、三浦半島の豊かな海の幸を囲みながら、和やかな会話に花を咲かせました。

午後は横浜へ移動し、異国情緒あふれる「横浜赤レンガ倉庫」での散策と買い物を楽しんだ後、「カップヌードルミュージアム 横浜」を訪れました。ここでの体験プログラム「チキンラーメンファクトリー」では、小麦粉をこねて圧延し、蒸した麺に味付けをして油で揚げるという、普段口にしていないチキンラーメンの製造工程を一から体験。自作のイラストを描いたオリジナルパッケージに袋詰めし、世界に一つだけのお土産が完成しました。

あっという間の体験でしたが、参加者を飽きさせずスムーズに導くスタッフの指導体制や運営システムにも感心させられ、大変有意義な学びとなりました。

帰路は夏休みの賑わいを感じつつ、湾岸道路をゆっくりと進み、体調不良者もなく無事に研修会を終えることができました。

本会よりご参加いただきました高見澤様、中上様をはじめ、多大なるご支援・ご協力を賜りました関係各位に心より御礼申し上げます。

来年も皆様に喜んでいただける魅力的な企画をご用意いたしますので、ぜひ源泉部会・女性部会へご参加いただけますと幸いです。

源泉部会副部会長 川瀬 敦

開催日：令和8年8月7日(金)
場 所：富津・横須賀・横浜方面



源泉部会 夏季親睦会

去る8月10日(月)、夏季特別研修会の慰労を兼ねた親睦会をサッポロビール千葉ビール園にて開催いたしました。お盆前のご多忙な折、本会より小田原会長をはじめとする役員、女性部会、事務局の皆様にご参加いただき、工場直送の格別なビールを味わいながら楽しい時間を過ごすことができました。

開催日：令和8年8月10日(月)

場 所：サッポロビール 千葉ビール園

経理担当が多い源泉部会の参加者は、経営者の皆様と直接お話しできる貴重な意見交換の場となりました。また歓談の中では、次年度の特別研修会に向けた立案についても大いに意見交流が進み、大変有意義なひとときとなりました。

源泉部会では、縁の下の方たちとして税法や労働法の法改正に対応する勉強会や、「法改正にどう対応したか」といった実務の情報交換を行っております。ご興味のある方は、ぜひお気軽にご参加いただければ幸いです。

源泉部会副部会長 川瀬 敦



源泉部会 第1回実務研修会

令和8年9月2日(水)に船橋法人会源泉部会主催の第1回実務研修会を船橋商工会議所において開催いたしました。今度は千葉県社会保険労務士会船橋支部相談役の新井裕先生をお迎えしての講演会となりました。お暑い中多くの方にご参加を賜り、「労働基準関係法制の改正の議論と今後の動向」についてお話を頂くことが出来ました。講演を頂いた新井先生にご参加頂いた法人会員の皆様には深く感謝申し上げます。

開催日：令和8年9月2日(水)

場 所：船橋商工会議所

1947年労働基準法が発令されて以来、数々の改正がなされてきましたが、今回の改正では働き方の多様化を踏まえた①労働者「労働基準法で守られる者は誰か？」②事業・事業場「どの単位で法を適用するのか？」③労使コミュニケーション「コミュニケーションのあり方について」といった項目が柱となっているとの事でした。主な改正・検討論点の説明を頂いた中で、初めてお聞きした「つながらない権利」という言葉はとても新鮮でした。フランス・スペイン・イタリア・ベルギーなどでは既に実施されている「時間外連絡ルール」について労使で検討する方向にあるとの事です。営業などお客様からの連絡においてはどのような対処の仕方がスマートなのか？とても興味深い論点だと思いました。

改正決定後に中小企業が具体的に確認すべき内容は、過半数代表者の選出方法や従業員への説明であったり、長時間労働・連続勤務を含む労働時間の実態把握、また管理監督者の要件を明確にすること等自社においても課題となる案件が多く、労働基準関係法制研究会の動向は注視していかなくてはならないと実感いたしました。

これからの労務管理において、一番重要なのは法令を遵守しつつ、労使間のコミュニケーションを取ることで実

質的な対話と合意の形成を成し遂げることでということがよく分かりました。コミュニケーションの取り方には色々な手法があると思いますが、私自身は『感謝の気持ち』を忘れずに進めていきたいと思っています。この度は貴重なお時間を頂きまして、誠にありがとうございました。

源泉部会 幹事 佐藤 しのぶ



ブロックニュース



Bブロック

夕涼み会 異業種交流 ～会員増強～

今年度も現会員の親睦を深めるのも勿論ですが、現会員が主体とし入会候補者との懸け橋となり、明るい笑顔と輝きを魅せられた事業だったと思います。また、Bブロックの人と人との繋がりを感じることのできた事業となりました。内容は、地域のお店の美味しい食事をビュッフェスタイルにて提供し、美味しいお酒を酌み交わし、楽しく交流を行いました。さらにアトラクションでは、ここだけの家族葬ホールRの最新のプロジェクションマッピングを使用し、模擬葬儀では、新高根支部の持井大輔くんを遺影写真とし、行いました。そして、恒例でもあるビンゴゲームは、ハズレなしで参



加者全員に豪華景品をお配りし、参加されたメンバーが笑顔になりとても楽しく過ごすことができました。ご来賓としては、船橋市長松戸徹様をはじめとし、千葉県議会議員や船橋市議会議員のご参加もありまして参加人数は合計70名となりました。今後も我々は、このBブロックのまちを思い考えて様々な情報交換をし、この地域の発展と繋がりを大切にし、様々なイベントや交流企画をしたいと思います。

開催日：令和8年9月10日(木)
場所：株式会社セレブ
ここだけの家族葬ホールR



Bブロック長 三須 榮光

Dブロック

納涼会

令和8年7月21日(火)、蒸し暑い日が続く中、Dブロックの納涼会がサッポロビール千葉ビール園にて行われました。今回、初参加の会員様が数名ご参加いただき他の会員様と盛り上がりながら美味しいビールとジンギスカンを楽しんでいました。参加人数的には少なかったのですが、盛り上がり方はなかなかでした。普段ビールを召し上がらない方も出来立てビールはかなり美味しかったようです。そしてあっという間の120分でしたが、満足な笑顔で最後にパチリ。会員様同士、少しでも絆を深めることができたのではないのでしょうか。そういったきっかけをDブロックは大切におもいながらこれからも活動していきたいと思っています。

開催日：令和8年7月21日(火)
場所：サッポロビール千葉ビール園

Dブロック副ブロック長 浅原 友美



ふれあい



点描とは？
大切な部分を
簡潔に描写すること



船橋防災センターは

関東地方で発生した災害の応急復旧支援や資機材の備蓄を行う国の防災拠点です。船橋法人会事務局の目の前にあります。



てん ぺん ち い
天変地異 (天上と地上とに起こる
かわりごと (辞海より))
に備えての防災拠点です。



防災センターは昭和14年、利根川放水路を掘削するための工作物を整備する場所でした。隣接する船橋高校のグラウンドから花輪インター付近にかけて実際に掘削されましたが、戦後、放水路の船橋ルートは中止となり現在に至ります。

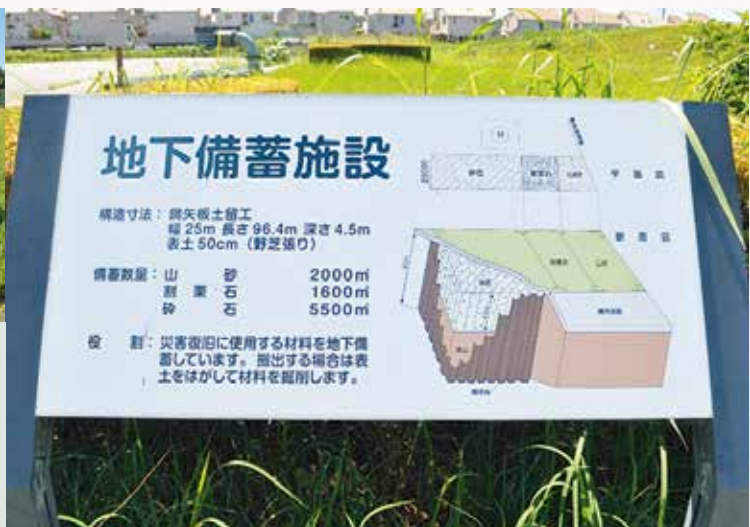
右の機関車は、昭和24年から40年頃まで小貝川や江戸川、利根川の築堤工事で使用されたものです。





地下備蓄施設

碎石、割栗石、山砂を地下に埋めて備蓄しています。種類ごとの境界は生垣が目印になっています。



対策本部車

災害現場で対策本部となります。その他 1 分で 60 トン排水できるポンプ車、夜間作業用の照明車、待機支援車など、多数の災害対策用車両を保有しています。

用 当社はこんな会社・会社自慢

株式会社川上商店

「信用第一」を胸に、 116年続く船橋の商い

株式会社川上商店は、明治43年（1910年）、初代・川上菊太郎が船橋でランプ油の間屋を始めたことからその歴史が始まりました。その後、ろうそくやマッチ、石けんなどへと取扱商品を広げ、現在の川上榮吉さんで3代目を数えます。かつては同業者への卸売も多く、千葉県内各地へ商品を届けていましたが、時代とともに商売の形も少しずつ変化。現在は洗剤や衛生用品などを、市や公共施設へ納める事業者、ビルメンテナンス会社、商社、介護施設などへ卸しています。代々大切にしてきた社は「飲水不忘掘井人」。物事の基本を忘れず、受けた恩を大切にするという戒めです。先人が築いてきた礎や人とのご縁への感謝を忘れず、その思いを次の世代へ受け継ぎながら、今も船橋の地で商いを続けています。



▶法人会に入会したきっかけは？

法人会には、叔父が支部会によく参加していました。その後、叔父に代わって支部会へ顔を出すようになり、そこで兄のように慕える先輩や、経営の悩みを相談できる先輩との出会いがあり、そのご縁から青年部にも参加するようになりました。

▶現在、副会長としてご活躍中ですね！！

現在は副会長としてEブロックと広報委員会を担当しています。活動を通じて改めて感じるのは、組織としてまとまることの大切さです。会員同士の連携を深め、会全体がさらに活性化してほしい。そして何より、人と人とのつながりこそが法人会の大きな財産だと感じながら、日々活動に取り組んでいます。

▶法人会への思いを聞かせてください！

法人会の良さって、やっぱり人とのつながりだと思うんです。自分もこれまで、経営のことを相談できる先輩や仲間がたくさん助けてもらいました。受けた恩をその人に返せなくても、次の人に返していけばいい。そんな「恩送り」ができるのも法人会のいいところです。地域も業種も違う人たちとつながって、困った時に支え合える。そういう関係こそが、一番の財産だと思っています。

（編集者コメント）

お話を伺う中で、川上副会長の穏やかで優しいお人柄と、法人会や仲間への熱い思いを感じました。お忙しい中、取材にご協力いただきありがとうございます。益々のご活躍をご期待申し上げます。

取材：広報委員会 川本 好博



基本情報

〒273-0003 船橋市宮本9-10-5
TEL 047-434-2281
FAX 047-437-1091
URL <https://kawakami-s.co.jp/>
E-mail info@kawakami-s.co.jp



令和8年度 会員増強に因んで

昨年度、船橋法人会では年間で108社の新規会員を獲得することができました。これは、多くの皆様に会員増強活動へご協力いただいた結果であり、大変大きな成果であったと考えています。しかしながら、それだけの新規会員を獲得しているにもかかわらず、退会等による減少も多く、結果として会員数は純増することなく、減少傾向が続いているという非常に厳しい状況にあります。

この現状を踏まえ、今期は単に新規会員の獲得数を増やすだけではなく、「法人会全体で会員を増やしていく仕組みをつくること」を重要なテーマとして取り組んでいきます。

今期、組織委員会として掲げる新規会員獲得目標は、県連金賞水準である76社とします。決して容易な目標ではありませんが、法人会の活動を今後も継続・発展させ、地域企業にとってより価値のある組織としていくためには、安定した会員基盤の確立が必要不可欠です。

また、現在の船橋法人会における新規会員の獲得は、協力業者様からの紹介・ご協力に支えられている部分が大きくあります。これまで多大なご協力をいただいていることに感謝しつつも、今期はその協力に依存するだけではなく、法人会自身が主体となって会員を増やしていく体制への転換を目指します。

昨年度、法人会自身による新規会員の獲得割合は約35%でした。今期はこれを45%まで引き上げることを目標とします。そのために、組織委員会だけで活動するのではなく、他委員会にも協力を呼びかけ、委員会の垣根を越えた「増強強化チーム」を立ち上げます。それぞれが持つ企業とのつながりや人脈を生かし、法人会全体で会員増強に取り組む初年度としたいと考えています。

さらに、全支部において最低1名以上の新規会員を獲得することを必須目標とします。これは単に数字を追いかけるためではなく、各支部が地域の企業と積極的につながり、法人会の魅力や存在意義を伝える機会を増やすためです。

76社という数字は、組織委員会だけの目標ではありません。各委員会、各支部、そして会員一人ひとりが「自分たちの仲間を自分たちで増やす」という意識を持ち、一社一社への声掛けを積み重ねることが、目標達成につながると考えています。

今期を、「協力していただく会員増強」から「法人会全体で取り組む会員増強」へ変わる一年にしていきます。組織委員会が先頭に立ち、皆様と力を合わせ、76社の目標達成、そして将来的な会員数の純増につなげられるよう、全力で取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。



組織委員会委員長
鯨井 祐介

◇新しく入会された皆様です… 宜しくお願ひ致します◇

(2026年1月1日～8月31日入会)
(敬称略)

支部名	法人名等	代表者氏名	所在地	電話番号	業種
豊 富	(株)石井空調工業	石井 洋平	船橋市豊富町1480-117	047-457-9250	管工事業
豊 富	(有)LINKS	吉田 稿	船橋市小野田町1435-1	047-410-8886	一般貨物運送
八木が谷	(株)大測住設	大測 正夫	船橋市咲が丘4-30-13	047-498-9550	水道・下水道
八木が谷	(株)相馬	相馬 強志	白井市富士118-12	047-412-8111	建設業
三 咲	(株)押見工務店	押見 弥	船橋市三咲5-32-10	047-449-1590	建設業
大 穴	(株)Gemior	木村 昌弘	習志野市津田沼3-2-38-406号	080-1910-0835	小売業
大 穴	(株)マジカルクリエイティブサービス	岩城 成弘	浦安市富士見3-20-21		運送業
金 杉	(株)GARAGE461	秋谷 隆	白井市名内566	047-498-0131	自動車整備
金 杉	(株)住まいる空間ビルド	植野由佳子	印西市小倉台3-2-1 G103	0476-46-2759	建設業
金 杉	(株)イーコック	島田 正博	千葉市緑区おゆみ野中央7-12-2	090-2645-4799	建設業
金 杉	(株)岩城商事	岩城 一能	茨城県取手市白山5-35-18-20	0297-78-6495	土木工事
金 杉	(株)永井型枠建設	永井 信春	八街市八街17-169	043-441-2686	建設業
北船第1	(株)YUI	坂本 昌幸	船橋市藤原7-24-5	090-1034-0386	建設業
北船第1	(株)リンクスコーポレーション	菅沼 金吾	船橋市藤原6-44-3	047-498-9000	建設業
夏 見	(有)志田工業	志田 喜秋	船橋市米ヶ崎町396番地	047-409-4681	防水工事業
夏 見	(株)ファストクリーン	三橋 大輔	船橋市東町2-10	047-409-3537	残置物撤去、建設業
夏 見	関口工務店(株)	関口 佳和	船橋市夏見2-6-2	047-422-0639	建設業
前 原	(株)L.S.Design	加賀谷 高	船橋市前原西5-13-14-4	080-7801-8141	内装設計・施工
本町第1	旭化成ホームズ(株)千葉メゾン支店	渡辺 淳二	船橋市本町1-3-1船橋フェイスビル12F	047-409-6945	建設業
本町第3	(有)一成工業	橋爪栄四郎	船橋市本町6-2-10-510	047-409-2609	建設業
市 場	(株)eライフネット	竹谷 知悦	船橋市市場4-20-12エスポアルビル2階	047-422-6110	保険代理業
宮本第1	(株)シノザキ	篠崎 新平	船橋市宮本3-4-17-8	090-2251-7481	小売業
西船第1	(株)Eight	大井 雄介	船橋市山野町59-1嘉徳ビル1F	047-432-6531	美容業
西船第1	(有)セブエン企画	鶴岡 進	船橋市西船1-14-17	047-431-8594	不動産管理業
海 神	NPO)ソフトテニス振興会 BIG CONC	木谷 友哉	茨城県つくば市上郷3316	090-3420-4234	ソフトテニス振興会

FCS

の福利厚生



会社にうれしい。
社員にうれしい。
家族もうれしい。
とってもお得なサービスです！

特徴



会費月額500円

(入会金なし)

ワンコインで実現する福利厚生+将来への安心

POINT
01

船橋市100%出資団体
だから安心して導入できる

船橋市100%出資で設立されたため
安心・安全にご導入いただけます！
従業員の少ない事業所でも加入可能
です。

POINT
02

あなたの会社の
お悩み解決

- ・ 福利厚生を充実させたい
- ・ 採用力を高めたい
- ・ 定着率を向上させたい
- ・ 健康経営を推進したい
- ・ コストを抑えたい

POINT
03

FCSならではの
多彩なサービス

- ・ 慶弔給付金
- ・ 人間ドック等助成金
- ・ 宿泊助成金 ・ TDR
- ・ ベネフィット・ステーション
- ・ ローチケbiz+ ・ 特定退職金他

POINT
04

完全サポート体制

- ・ 制度説明・加入支援
- ・ LINE等による情報発信
- ・ ご利用サポート
- ※ どんなことでもお気軽に
お問い合わせください。

詳しくはこちらから
無料相談受付中！

公益財団法人
船橋市中小企業勤労者
福祉サービスセンター (FCS)

〒273-0005
船橋市本町4丁目19番6号
TEL : 047-426-1155
MAIL : jigyoun@f-cs.or.jp

